



01

# ● 油圧ショベルの用途外使用について



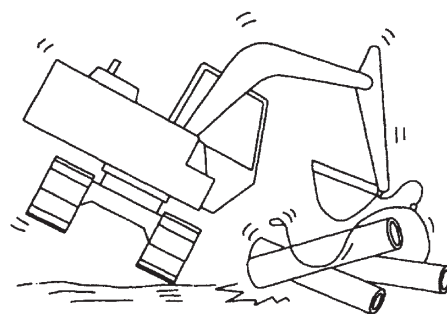
油圧ショベル

## ■ クレーン作業は禁止

機械の転倒や荷の落下事故などを起こす危険がありますので、クレーン作業はしないで下さい。

油圧ショベルは掘削・積込機です。

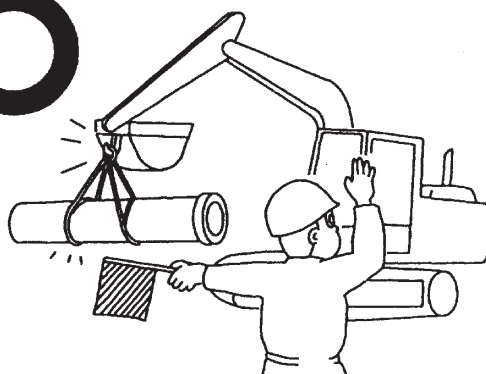
クレーンとしてのつり上げ装置や安全装置を持っておりません。



## ■ 油圧ショベルによるつり荷作業

(労働安全衛生規則第164条)

クレーン作業は禁止されていますが、次のつり荷作業は認められています。この場合、つり上げ用の金具を有すること、合図を行う者をおくなどの規則を守って下さい。

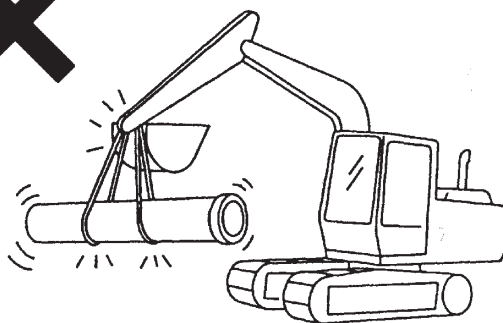


● 作業の性質上やむを得ないとき、または安全な作業の遂行上、必要なとき(※1)であって作業装置にフックなどのつり上げ用の金具などを用いて、荷のつり上げをおこなうとき。

● 地上の掘削作業に伴う土止め支保工の組立または解体作業において、土止め支保工の部材のつり上げ、打ち込みまたは引き抜きの作業を行うときで、作業者に危険を及ぼす恐れのない場合。

バケット付フックで吊り上げることができる最大荷重は **バケット平積容量 (m<sup>3</sup>) × 1.8 トン未満** です。

ただし、計算上で最大の荷重が1トン以上の機械でも、**実作業荷重(吊荷と吊具の重量の合計)を1トン未満で使用することが義務づけられています。**(下記参照)



荷のつり上げ作業は次の安全事項を守ってください。

- 荷のつり上げ作業の合図を決め、合図者を指名し、その人に合図を行わせる。
- 平坦な場所で作業を行う。
- つり上げた荷の落下や接触する危険な個所に人を立ち入らせない。
- 規定以上の荷をつり上げない。
- つり具のワイヤーロープ、チェーンは十分な強度を有し、型くずれや腐食がないものを使用する。
- 玉掛作業は玉掛技能講習修了者、または玉掛け業務に係る特別教育を修了した有資格者が行ってください。

※1 油圧ショベルを用いる掘削作業の一貫として、土地崩壊による危険を防止するため一時的に土止め用矢板、ヒューム管等の吊り上げ作業を行う場合。作業場所が狭隘なため、移動式クレーンを搬入して作業を行えば作業場所がより錯そうし、危険が増すと考えられる場合。

重量クラス	バケット容量 (m <sup>3</sup> ) 〔旧 JIS 表示〕		実荷重計算値 (kg) 〔Q2 x 1800〕	実作業荷重 (kg) 〔安全衛生規則による〕
	山積容量 Q1	山積容量 Q2		
1.5	0.04	0.035	63	60
2.5	0.07	0.06	108	100
3.0	0.08	0.07	126	100
3.5	0.10	0.085	153	150
4.5	0.13	0.11	198	200
5.0	0.15	0.13	234	200
6.0	0.25	0.22	396	400
10.0	0.40	0.35	630	600
12.0	0.45	0.38	684	700
20.0	0.70	0.59	1,062	990
22.0	0.90	0.76	1,368	990
30.0	1.20	1.00	1,800	990
40.0	1.60	1.40	2,520	990

(社団法人日本建設機械工業会発行『安全マニュアル』より抜粋)

油圧ショベル

アタッチメント類

ブルドーザ・運搬機

道路機械

コンプレッサ・エア工具

発電機・溶接機

車両 (高所作業車含む)

小型機械・工具類

環境保全機器

ハウストイレ・備品

足場仮設

レンタルガイド